

市議会自治基本問題調査特別委員会との第2回意見交換会のポイント整理

			市民会議代表者会の主な意見		特別委員会の主な意見
自治基本 条例の 最高規範性、 改正手続	最高規範性		・市民会議の思いは、市民フォーラムの際の素案（案）にまとめたとおりである。	=	・概ね市民会議のタタキ台と同じ考えである。
					・「法令の解釈や運用にあたっては本条例の主旨に基づくこと」を加えてほしい。
	（その他）				以下、各会派の意見
		条例名称			・最高規範に相応しい条例名称が必要である。 例：「上越市自治憲法」、「上越自治憲章」
		既存の条例との整合			・最高規範性は、言葉や文字ではなく、実行である。制定後速やかに既存の条例や規則を徹底的に見直すことが、本当の最高規範性になる。
		体系化、結晶化			・これまでに制定したまちづくりに関する条例について、今までこれらをつくり上げてきた精神をしっかりと踏まえながら、自治基本条例に体系化、結晶化していくべきである。
	改正手続 （制定手続）	（考え方）	・改正や廃止については、ハードルを高くして、簡単に改正ができない方向にしたい。	→	・全く逆の考えであり、変えなければいけないときにはいつでも変えられるようにすべきである。
					・制定、改正については市民の意見を尊重する、ということについては、市民会議と同じ考えである。
			・タタキ台は、あくまでここで考えられる手法の一つであり、代表者会でもかなりの議論を行っているが、まだ方向性は見出していない。民主主義の観点でいえば、時代が変わっても改正できなくなってしまうような厳しい規定で本当によいのか、という議論がある。		
			・改正にあたっては慎重であるべきであるが、その慎重というのは、ハードルではなくてシステムのほうがよいのではないか、という意見もある。		
			・改正や廃止については、例えば首長が交代したときにすぐに改正や廃止がされてしまうという危惧を考慮すると、ある程度ストッパーは設けておく必要がある。		
			・しかし、全てを住民投票で行う必要はないと思う。		
			・改正にあたっては、市民による検討委員会等を設け、その中で十分に議論をしたうえで改正を行うべきである。		
		見直し規定			・すぐ変えられてもよいという意味ではなく、まずは見直し規定を設け、何年かに一度は必ず見直しをする仕組みをつくるべきである。もちろん、途中で必要があれば何らかの手続をとって改正をするべきである。
					会派の意見 ・見直し規定があるから改正するということではなく、一定の年数をみて、市内外の環境をみながら、改めて条例を見直し、その結果、このままでよければこのままでよい、ということである。
		住民投票、 特別多数議決			以下、各会派の意見
					・制定、改正にあたっては、特別多数議決と市民投票を組み合わせるものにすべきである。
					・特別多数議決と市民投票の順序については結論を見出していないが、当面する时期的な問題を踏まえて、慎重に検討すべきである。
					・特別多数決の案件は法律で定められており、この改正については通常の過半数議決でよい。
					・改正にあたっては、十分に検討できる時間、あるいは市民の意見を聴く検討委員会等を立ち上げて慎重に検討し、多くの市民の賛同を得たうえで提案することにして、議決は過半数議決でよい。
					・市民フォーラムの際の素案（案）では、「時代や情勢の変化に応じて、臨機応変に改正できることが重要である」、「改正手続の仕方を明確にしておく必要がある」とあり、これには同感であったが、タタキ台ではかなりハードルの高いものになっており、それだと同感はできない。
					・ハードルを高くする必要はない。あまり高いと、世の中の動きの実態と合わなくなる恐れがある。
		審議会等の 位置付け			・住民自治が基本だということを定着させていく面で、タタキ台の住民の意見をまずはしっかりと整理をする意味で、まず住民投票にかけ、そこで過半数を得たものについて市長が議会に提案できる、という部分はよいと思う。これだけでも最高規範性の意味が相当高まる。
					・しかし、さらに特別多数議決をかけるというのはどうか。特別多数議決の意味合いも当然あるわけであるが、住民投票にもっとウェートを置き、住民投票で過半数をクリアしたのであれば、次の段階の議会ですそれ以上のものをかけるのは厳しいものになる。
					・逆に住民投票がないのであれば、特別多数決を導入していくべきであり、2つともかけるのは疑問である。
					・基本的には、市民の意思をはっきりと確認するということで、住民投票による改正手続が一番よいが、それができないとするならば、やはりより多くの市民の皆さんと改正の内容について議論を交わして、理解を深めるという努力が大事である。
			・そのとおりであり、今の行政の問題点として、各種審議会などは、本当の市民の声の反映に全くなっておらず、つくられた審議会である。このままの延長線上では全くの無駄であり、そういうものではない、何か新しいものをつくっていくべきである。	←	・各種審議会や市民会議については、対住民との関係の中で全く位置付けになっていない。市民からみて全く責任のない組織をつくって、そこの賛成を得たから改正するというのでは、自治基本条例に全く逆行してしまう。
	（廃止手続）				・廃止については規定する必要はない。

※本資料は、平成19年3月8日（木）開催の第8回代表者会の資料における関係箇所を抜粋したものである